

健康ちば21(第3次) 関連事業管理表

具体的施策 ア 個人の生活習慣の改善と生活機能の維持向上

No. ページ列の (P●●) は、「健康ちば21(第3次)」のページ数です。

No. ページ	今後推進すべき具体的施策・取組の方向性	担当課・室・班	事業名	関連事業の内容
ア-(ア)	栄養・食生活			
ア-(ア) 施策1 (P51)	適切な食生活についての普及啓発 ○ライフステージに応じた適切な食生活(減塩、バランスの良い食事の摂取、適正体重の維持、野菜摂取増、果物摂取増)についてわかりやすく伝えます。	教育庁教育振興部 保健体育課(給食班)	いきいきちばっ子食育推進事業	学校給食や食育指導推進のための実践研究を行い、その成果を学校・家庭・地域に広く普及することにより、食育を推進する。
		健康づくり支援課(食と歯・口腔健康班)	ライフステージに応じた健康づくり推進事業	企業等と連携し、青年期壮年期に重点を置き、野菜摂取や減塩及び主食・主菜・副菜の揃った食事について普及啓発する。
		農林水産部 環境農業推進課(食育推進班)	ちば食育活動促進事業	関係課、市町村、団体及び企業・ボランティア等と連携・協働し、広報・啓発活動等により食育を推進する。
ア-(ア) 施策2 (P51)	こどもの頃からの適切な食生活への習慣づけ ○食に関する体験や食育関連のイベントなどを通じ、市町村、栄養士会、地域ボランティア団体、民間団体などと協力して、こどもの頃から適切な食生活が送れるような習慣づけに取り組めます。	教育庁教育振興部生涯学習課(学校・家庭・地域連携室)	「早寝早起き朝ごはん」運動事業	子供の生活習慣を一層改善するため、学校、市町村、地域の関係機関と協働のもと、子供とその保護者に向け、「早寝早起き朝ごはん」をスローガンとした継続的な啓発活動や情報提供等を行う。
		健康づくり支援課(食と歯・口腔健康班)	ライフステージに応じた健康づくり推進事業【再掲】	企業等と連携し、青年期壮年期に重点を置き、野菜摂取や減塩及び主食・主菜・副菜の揃った食事について普及啓発する。
		農林水産部 環境農業推進課(食育推進班)	ちば食育活動促進事業【再掲】	関係課、市町村、団体及び企業・ボランティア等と連携・協働し、広報・啓発活動等により食育を推進する。
ア-(ア) 施策3 (P52)	個人の取組を促すための多様な主体との連携 ○市町村や栄養士会、調理師会、食生活改善団体、企業等の多様な主体との連携により、栄養・食生活の改善につながる取組を推進します。特に働く世代については、ライフスタイルに合わせた方法による取組を推進します。	健康づくり支援課(食と歯・口腔健康班)	食生活改善推進員研修事業	各市町村で活動している食生活改善推進員に対し、推進員活動の意義及び千葉県の現状と課題を踏まえた推進員活動を展開するための正しい知識又は技術の教育研修を開催する。
		健康づくり支援課(食と歯・口腔健康班)	ライフステージに応じた健康づくり推進事業【再掲】	企業等と連携し、青年期壮年期に重点を置き、野菜摂取や減塩及び主食・主菜・副菜の揃った食事について普及啓発する。
		健康づくり支援課(食と歯・口腔健康班)	病態栄養教室事業	専門的かつ広域的なもので食習慣等に起因する諸疾患に応じた栄養相談・指導事業を推進する。
		健康づくり支援課(健康ちば推進班)	地域・職域連携推進事業	地域・職域にまたがる健康課題の明確化、情報の共有、地域資源の相互活用により健康づくりの推進を検討する。
		健康づくり支援課(健康ちば推進班)	保健所圏地域・職域連携推進事業	保健所圏地域職域連携推進協議会の開催

具体的施策 ア 個人の生活習慣の改善と生活機能の維持向上

No. ページ列の (P●●) は、「健康ちば21 (第3次)」のページ数です。

No. ページ	今後推進すべき具体的施策・取組の方向性	担当課・室・班	事業名	関連事業の内容
ア-(ア) 施策4 (P52)	県民の栄養・食生活の改善に取り組む人材の育成 ○企業等を含む給食施設の管理栄養士または栄養士、飲食店や弁当業者の管理栄養士・調理師等に対し、適正な食の提供に関する研修を実施します。また、保健所や保健センターなどの管理栄養士・栄養士などを対象に研修を行い、資質の向上を図ります。	教育庁教育振興部 保健体育課(給食班)	学校給食指導事業	学校栄養職員・栄養教諭を対象とした各種研修を実施することにより、その資質向上を図るとともに、学校給食を活用した食育の充実を図る。
		健康づくり支援課(食と歯・口腔健康班)	地域における健康づくり推進事業	地域における優先的な健康・栄養課題について、給食施設や飲食店等の関係者を対象として、望ましい生活習慣の周知や食環境整備に向けた研修会等を実施する。
		健康づくり支援課(食と歯・口腔健康班)	調理師による県民の食生活の向上に関する条例関連事業	飲食店や給食施設等に勤務する調理師を対象に「調理師による県民の食生活の向上に関する条例」に規定されている「千葉県調理師講習会」を実施する。
		健康づくり支援課(食と歯・口腔健康班)	食と健康推進講習会事業補助	栄養・食生活の改善等につながる活動をする団体が開催する講習会(県産食材を使用し健康に配慮した食事づくり)の経費について補助する。
		健康づくり支援課(食と歯・口腔健康班)	食生活改善推進員研修事業【再掲】	各市町村で活動している食生活改善推進員に対し、推進員活動の意義及び千葉県の現状と課題を踏まえた推進員活動を展開するための正しい知識又は技術の教育研修を開催する。
		健康づくり支援課(食と歯・口腔健康班)	特定給食施設指導事業	特定給食施設等における給食管理の充実強化に資するため、施設管理者講習会及び従事者講習会等の集団指導並びに個別巡回指導等を実施する。
健康づくり支援課(食と歯・口腔健康班)	栄養指導関係事業	保健所及び市町村の健康づくり・栄養改善業務に従事する行政栄養士等を対象に・栄養改善事業の推進や業務に係る最新の情報、並びに研修等を目的とした健康づくり・栄養改善事業担当者研修会を開催する。		
ア-(イ)	身体活動・運動			
ア-(イ) 施策1 (P55)	身体活動・運動の効果に関する普及啓発 ○身体活動や運動による健康への影響や効果について県民に情報発信します。また、次世代を含む運動習慣の定着や、働く世代を中心にしたライフスタイルに合わせて気軽に運動できる体操や日常生活の中で身体活動を増やす工夫について具体的な方法を紹介します。	環境生活部 生涯スポーツ振興課(生涯スポーツ室)	ホームページの拡充	・県民が興味・関心を持ち、スポーツ活動に主体的に取り組めるよう、効果的な情報提供を行うシステムの構築。 ・県の公立社会体育施設一覧等をホームページに掲載し、情報の提供・啓発を行う
		環境生活部 生涯スポーツ振興課(生涯スポーツ室)	広域スポーツセンター事業	各種地域スポーツ指導者研修会や市町村担当者研修会での啓発を行う。
		教育庁教育振興部保健体育課(学校体育班)	幼児期における体力づくり	幼稚園教育に従事する職員を対象とした研修会並びに教育事務所から1園選出してもらい、その園の職員と保護者を対象にした研修会を開催する。
		健康づくり支援課(健康ちば推進班)	地域・職域連携推進事業【再掲】	地域・職域にまたがる健康課題の明確化、情報の共有、地域資源の相互活用により健康づくりの推進を検討する。
		健康づくり支援課(健康ちば推進班)	保健所圏地域・職域連携推進事業【再掲】	保健所圏地域職域連携推進協議会の開催

具体的施策 ア 個人の生活習慣の改善と生活機能の維持向上

NO. ページ列の (P●●) は、「健康ちば21 (第3次)」のページ数です。

No. ページ	今後推進すべき具体的施策・取組の方向性	担当課・室・班	事業名	関連事業の内容
ア-(イ) 施策2 (P55)	個人の取組を促すための多様な主体との連携 ○市町村、NPO法人、地域のスポーツ団体などの多様な主体との連携により、各地域のウォーキングロードやオリジナル体操について、ホームページ等により紹介するなど、地域に親しみながら運動をより身近なものとして習慣化するための情報を提供します。	健康づくり支援課(健康ちば推進班)	健康体力づくりに関する普及啓発	WORK+10、健康県ちばづくり(ウォーキングのすすめ、ふさのくに歩いて健康マップ、市町村独自の体操、市町村独自のウォーキングマップ)
		健康づくり支援課(健康ちば推進班)	地域・職域連携推進事業【再掲】	地域・職域にまたがる健康課題の明確化、情報の共有、地域資源の相互活用により健康づくりの推進を検討する。
		健康づくり支援課(健康ちば推進班)	保健所圏地域・職域連携推進事業【再掲】	保健所圏地域職域連携推進協議会の開催
ア-(イ) 施策3 (P55)	運動指導の充実と指導者の育成 ○特定保健指導従事者に対する運動指導の具体的な方法に関する研修会や、健康運動指導士やスポーツ指導者を対象とした研修会の開催により、県民一人ひとりの生活に応じた身体活動・運動量の増加を支援する人材を増やします。	健康づくり支援課(地域健康づくり班)	生活習慣病予防支援人材育成事業【再掲】	特定健診・特定保健指導に従事する専門職等を対象に人材育成、資質の向上を図るため、研修会を開催している。
		健康づくり支援課(健康ちば推進班)	健康・運動指導者育成研修	県内体育・スポーツ施設、健康増進施設、老人福祉施設や行政、職域等において健康・体力づくりに係る指導を行う者の人材育成。研修会の開催
		環境生活部 生涯スポーツ振興課(生涯スポーツ室)	生涯スポーツ指導者養成・活用事業(千葉県生涯スポーツ公認指導員等養成講習会)(千葉県認定スポーツ指導者研修会)(千葉県地域スポーツ指導者研修会)	・市町村における生涯スポーツ推進のため、地域におけるスポーツ指導者やスポーツ推進事業を担当する者等の資質向上を図る。 ・千葉県認定スポーツ資格取得者に対して、各種の情報を提供し、千葉県スポーツプログラマー、千葉県生涯スポーツ公認指導員、千葉県スポーツリーダーに生涯スポーツ指導者としての資質の向上を図る。
ア-(イ) 施策4 (P55)	ロコモティブシンドローム・骨粗鬆症予防のための普及啓発 ○ロコモティブシンドロームの認知度向上を図り、発症予防を目指します。また、将来における要介護リスクの低下及び運動器機能の維持・向上を図るため、ホームページ等を通じた情報発信のほか、市町村等へのリーフレットの配布を行います。併せて、骨粗鬆症に対し、壮年期から受診勧奨や普及啓発等の取組を進めます。	健康づくり支援課(地域健康づくり班)	生活習慣病予防支援人材育成事業【再掲】	特定健診・特定保健指導に従事する専門職等を対象に人材育成、資質の向上を図るため、研修会を開催している。
		健康づくり支援課(健康ちば推進班)	健康・運動指導者育成研修【再掲】	県内体育・スポーツ施設、健康増進施設、老人福祉施設や行政、職域等において健康・体力づくりに係る指導を行う者の人材育成。研修会の開催
		健康づくり支援課(健康ちば推進班)	県民大会	健康ちば21の推進・普及啓発
		健康づくり支援課(地域健康づくり班)	一人ひとりに応じた健康支援事業	医師・保健師・助産師・養護教諭等の保健医療福祉分野の相談業務従事者を対象とした保健医療従事者等研修会の開催や各健康福祉センターでの電話相談を実施している。
		高齢者福祉課(地域活動推進班)	介護予防に関する事業評価・市町村支援事業 地域包括ケアシステム構築市町村支援事業(地域人材育成事業)	介護予防に取り組む市町村を支援する。

具体的施策 ア 個人の生活習慣の改善と生活機能の維持向上

No. ページ列の (P●●) は、「健康ちば21 (第3次)」のページ数です。

No. ページ	今後推進すべき具体的施策・取組の方向性	担当課・室・班	事業名	関連事業の内容
ア-(ウ)	休養・睡眠			
ア-(ウ) 施策1 (P58)	質の高い十分な睡眠の確保の推進 ○質の高い十分な睡眠の確保について、必要性とともにその方法を普及啓発していきます。また、従業員の健康づくりに取り組む事業所や企業への周知を図ります。	健康づくり支援課(地域健康づくり班)	一人ひとりに応じた健康支援事業【再掲】	医師・保健師・助産師・養護教諭等の保健医療福祉分野の相談業務従事者を対象とした保健医療従事者等研修会の開催や各健康福祉センターでの電話相談を実施している。
ア-(ウ) 施策2 (P59)	ストレス解消についての普及啓発 ○日常生活の中で手軽にできるストレス解消法について県民に周知します。 また、過度のストレス状態に陥った場合に現れる症状について情報提供します。	健康づくり支援課(地域健康づくり班)	一人ひとりに応じた健康支援事業【再掲】	医師・保健師・助産師・養護教諭等の保健医療福祉分野の相談業務従事者を対象とした保健医療従事者等研修会の開催や各健康福祉センターでの電話相談を実施している。
ア-(ウ) 施策3 (P59)	長時間労働の是正 ○県内中小企業等において長時間労働の是正や多様な働き方の普及等が図られるよう、企業向けセミナーの開催やポータルサイトを活用した情報発信等を行うとともに、アドバイザーの派遣等を通じ県内企業の取組を支援します。	商工労働部 雇用労働課(多様な働き方推進班)	多様な働き方推進事業	働き方改革の推進やテレワークの導入に取り組む県内中小企業等に対して働きやすい環境づくりアドバイザーを派遣し、各企業の課題解決に向けた支援等を行う。 併せて、中小企業向けセミナー等の開催やポータルサイトを活用した情報発信等により、多様で柔軟な働き方の普及啓発を図る。
ア-(エ)	飲酒			
ア-(エ) 施策1 (P60)	生活習慣病のリスクを高める量の飲酒に対する教育・啓発 ○飲酒の健康影響や節度ある適度の量の飲酒など、正確で有益な情報を発信します。	障害者福祉推進課(精神保健福祉推進班)・健康づくり支援課(健康ちば推進班)	千葉県依存症相談拠点機関運営事業(H30～) 精神保健福祉相談事業	○精神保健福祉センターにおいてアルコール健康障害・薬物・ギャンブル等の依存者、及び家族に対して包括的に支援するため、平成30年度から「千葉県依存症相談拠点機関運営事業実施要綱」を定め①連携会議運営事業、②専門相談支援事業、③支援者研修事業、④普及啓発・情報提供事業、⑤治療・回復支援事業、⑥家族支援事業を実施する。 ○保健所において、一般県民及び精神障害者やその家族等を対象として、保健所精神科嘱託医、精神保健福祉相談員及び保健師等が精神保健福祉に関する相談や広く「心の相談」に関わる相談を行い、精神医療・社会復帰に関する情報提供を行う。
ア-(エ) 施策2 (P61)	アルコール関連問題の早期発見と早期治療 ○「千葉県アルコール健康障害対策推進計画」に記載された施策と整合性を図り、アルコール関連問題に関する治療及び相談窓口の周知、相談支援等総合的な対策を実施することにより、適切な相談や治療、回復につながる取組を推進していきます。	障害者福祉推進課(精神保健福祉推進班)・健康づくり支援課(健康ちば推進班)	千葉県依存症相談拠点機関運営事業(H30～) 精神保健福祉相談事業	○精神保健福祉センターにおいてアルコール健康障害・薬物・ギャンブル等の依存者、及び家族に対して包括的に支援するため、平成30年度から「千葉県依存症相談拠点機関運営事業実施要綱」を定め①連携会議運営事業、②専門相談支援事業、③支援者研修事業、④普及啓発・情報提供事業、⑤治療・回復支援事業、⑥家族支援事業を実施する。 ○保健所において、一般県民及び精神障害者やその家族等を対象として、保健所精神科嘱託医、精神保健福祉相談員及び保健師等が精神保健福祉に関する相談や広く「心の相談」に関わる相談を行い、精神医療・社会復帰に関する情報提供を行う。
		健康づくり支援課(地域健康づくり班)	生活習慣病予防支援人材育成事業【再掲】	特定健診・特定保健指導に従事する専門職等を対象に人材育成、資質の向上を図るため、研修会を開催している。

具体的施策 ア 個人の生活習慣の改善と生活機能の維持向上

No. ページ列の (P●●) は、「健康ちば21 (第3次)」のページ数です。

No. ページ	今後推進すべき具体的施策・取組の方向性	担当課・室・班	事業名	関連事業の内容
ア-(エ) 施策3 (P61)	特に配慮を有する者(20歳未満の者・女性)に対する教育・啓発 ○20歳未満の者や、女性の飲酒をなくすためには、教育活動が重要です。学校と協力し、家庭を巻き込んだ啓発を行うため、生徒向けに飲酒リスクを記載したリーフレット等を配付し、飲酒防止を図ります。また、市町村と協働して、母子健康手帳交付時や両親学級などにおいて、妊娠中の飲酒による胎児への影響などについて記載したリーフレットを配付し、妊産婦の飲酒防止を図ります。	健康づくり支援課(健康ちば推進班)	健康ちば21推進事業	アルコール健康障害に関する啓発 20歳未満の飲酒をなくすため、不適切な飲酒が及ぼす健康障害に対する20歳未満の関心と理解をさらに深め、将来のアルコール健康障害の発生を予防するためリーフレットを作成し、県内高校に配布する。
ア-(オ) 施策1 (P63)	喫煙(受動喫煙を含む)に関する知識の普及啓発 ○喫煙の健康被害について県民への啓発を継続しつつ、学校、市町村、医療保険者、医療機関、民間企業・団体等の実施する様々な事業を活用し、多面的に啓発を行います。さらに、世界禁煙デー及び禁煙週間、がん征圧月間などのキャンペーンや、成人式など様々な機会をとらえて啓発活動を実施します。	健康づくり支援課(健康ちば推進班)	たばこの健康への影響に関する啓発	禁煙週間(5月31日～6月6日)やがん制圧月間(9月)等において街頭キャンペーンを実施するほか、成人式等の機会を捉えて喫煙防止のチラシを配付する。
ア-(オ) 施策2 (P63)	喫煙者の禁煙を支援 ○禁煙支援を行う地域保健従事者の育成と資質の向上を図ります。また、禁煙治療に関する情報をタイムリーに得られるよう、リーフレット作成やホームページへの掲載をします。さらに、喫煙者が禁煙に取り組む際の後押しができるように、職場の衛生管理者や禁煙をサポートしたい人向けの研修会を開催します。	健康づくり支援課(健康ちば推進班)	禁煙支援	喫煙者が禁煙に取り組みやすくするための環境づくりとして、県ホームページに禁煙治療に保険が適用できる県内医療機関の情報を掲載するほか、学校・職場・地域において禁煙支援に携わる方を対象に禁煙支援技術に関する研修会を開催する。
ア-(オ) 施策3 (P63)	20歳未満の喫煙防止 ○保育園・幼稚園・学校等と協力し、これらの機関が実施する喫煙防止教育を支援するための教材提供、効果的な教育内容の情報提供を行います。また、生活習慣病予防や、がん予防に関する催し等、様々な機会を通じて、20歳未満の者やその家族への喫煙防止の啓発を実施します。	健康づくり支援課(健康ちば推進班)	未成年者への喫煙防止教育	県内小学校に通う小学5年生とその保護者向けに喫煙と健康に関するリーフレットを配布する。
ア-(オ) 施策4 (P63)	妊婦の喫煙(受動喫煙を含む)防止 ○市町村と協働して、母子健康手帳交付時や両親学級などにおいて、妊娠中の喫煙による合併症のリスクや胎児への影響について記載したリーフレット等を配付します。また、リーフレット等は、妊婦のみだけでなく、喫煙する家族からの受動喫煙を防止するよう家族全員に呼びかける	健康づくり支援課(健康ちば推進班)	妊婦の喫煙防止	市町村と協働して母子健康手帳交付時や両親学級等において喫煙防止の啓発リーフレットを配付する。

具体的施策 ア 個人の生活習慣の改善と生活機能の維持向上

NO. ページ列の (P●●) は、「健康ちば21 (第3次)」のページ数です。

No. ページ	今後推進すべき具体的施策・取組の方向性	担当課・室・班	事業名	関連事業の内容
ア-(カ)	歯・口腔の健康			
ア-(カ) 施策1 (P66)	歯・口腔の健康づくりに関する知識の普及啓発 ○歯科口腔に関する正しい情報について、80歳で20本以上の歯を保とうという「8020(ハチマル・ニイマル)運動」や「歯と口の衛生週間」等を活用して周知啓発していきます。生活習慣病の予防や全身と口腔の健康などの関係などについて、県民の歯・口腔健康意識の向上を図るため、市町村、関係団体、企業などと連携して、地域や職場において正しい知識、歯周病と糖尿病などの全身の疾患との関連性やオーラルフレイル予防などに関する知識の普及啓発を図ります。また、住み慣れた家庭や地域で生活を続けていくために、かかりつけ歯科医をもち、定期的な歯科検診の受診や歯科保健指導を受けられるよう啓発していきます。さらに、80歳になっても肉類をはじめとした良質なたんぱく質を含む食品を摂取することを推奨し、介護を必要としない高齢者を増やしていくための「8029(ハチマル・ニク)運動」を普及啓発していきます。	健康づくり支援課(食と歯・口腔健康班)	歯と口の健康週間(6月4日～10日)	歯科疾患の予防に関する適切な習慣の定着を図るとともに、歯と口の健康に関する正しい知識を普及啓発する。
		健康づくり支援課(食と歯・口腔健康班)	いい歯の日普及啓発事業	「いい歯の日(11/8)」に関連し、歯・口腔の健康に関するイベントなどを実施することで、8020運動の効果的な普及啓発を図る。
		教育庁教育振興部保健体育課(保健班)	歯と口の健康週間(6月4日～10日)行事	歯科疾患の予防に関する適切な習慣の定着を図るとともに、歯と口の健康に関する正しい知識を普及啓発する。

具体的施策 ア 個人の生活習慣の改善と生活機能の維持向上

NO. ページ列の (P●●) は、「健康ちば21 (第3次)」のページ数です。

No. ページ	今後推進すべき具体的施策・取組の方向性	担当課・室・班	事業名	関連事業の内容
ア-(カ) 施策2 (P66)	市町村その他関係者の連携体制の構築 ○地域特性を踏まえ、市町村と連携し、学校保健・産業保健も含めた幅広い連携を推進します。加えて、市町村等が実施するフッ化物によるむし歯予防等の事業実施に際し、効率的・効果的に行われるよう情報提供や技術的指導を行います。	健康づくり支援課(食と歯・口腔健康班)	千葉県歯・口腔保健審議会	歯・口腔の健康づくりの推進に関する事項について調査審議し、これに関し必用と認める事項を知事に答申し、または建議する。委員15名。審議会の部会として、「歯科保健事業専門部会」を設置し、計画に基づく事業計画の策定や評価を行っている。委員7名。
		健康づくり支援課(食と歯・口腔健康班)	地域包括ケア歯科医療連携室整備事業	在宅歯科医療連携室をH24年1月12日に県歯科医師会館内に開設し、在宅歯科診療を行う医療機関の支援を行うとともに、歯科保健医療専門家である相談員が、県民などからの電話相談等に対応している。
		健康づくり支援課(食と歯・口腔健康班)	在宅歯科診療設備整備事業	在宅歯科診療を実施しようとする歯科診療所に対し、在宅歯科診療機器の整備に係る経費を助成する。
		健康づくり支援課(食と歯・口腔健康班)	難病及び障害者等歯科保健サービス事業	難病及び精神障害者等に対し、講演会等を実施し、歯及び口腔内の健康の維持増進を図る。
		健康づくり支援課(食と歯・口腔健康班)	障害児(者)のための摂食嚥下指導事業	障害児が口腔機能の発達を促しながら安全に食べることができるよう、継続的で効果的な摂食嚥下指導を実施する。
		健康づくり支援課(食と歯・口腔健康班)	難病患者等のための在宅歯科医療推進事業	難病患者の在宅歯科医療を担うことのできる専門的知識や技術を習得した歯科医師を養成するため研修事業を実施する。
		健康づくり支援課(食と歯・口腔健康班)	有病者口腔健康管理地域連携事業	がん患者をはじめとする有病者の口腔衛生状態の向上による合併症の予防・軽減を図るため、医科歯科介護等の地域の連携体制の構築を図る。
		健康づくり支援課(食と歯・口腔健康班)	フッ化物洗口普及事業	施設(障害児施設や特別支援学校等)における、フッ化物洗口に対する推進体制を構築し、児童生徒の口腔衛生の向上を図る。
		健康づくり支援課(食と歯・口腔健康班)	千葉県市町村歯科衛生士業務研究集の作成	市町村歯科衛生士の資質の向上を図るため、日常的に実施している歯科保健活動を分析・評価し、課題の研究に取り組んだ成果として作成する。
		障害福祉事業課(法人指導班)	心身障害児(者)歯科保健巡回診療指導事業	施設入所者等に対し、定期的な歯科健診や歯科保健指導等を実施する心身障害児(者)歯科保健巡回診療指導事業(ビーバー号事業)を実施します。

具体的施策 ア 個人の生活習慣の改善と生活機能の維持向上

No. ページ列の (P●●) は、「健康ちば21 (第3次)」のページ数です。

No. ページ	今後推進すべき具体的施策・取組の方向性	担当課・室・班	事業名	関連事業の内容
ア-(カ) 施策3 (P67)	<p>歯・口腔の健康づくりの業務に携わる者の確保・資質の向上</p> <p>○関係団体等と連携して、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、教育関係者、保健医療福祉関係者等の研修会を実施します。また、市町村の歯科衛生士が歯・口腔保健サービスに果たす役割は大きいことから、市町村等歯科衛生士の配置を働きかけます。</p>	健康づくり支援課(食と歯・口腔健康班)	市町村歯科衛生士研修会	市町に勤務する歯科衛生士に対し、歯科保健施策の推進に必要な資質の向上を図るために行う。
		健康づくり支援課(食と歯・口腔健康班)	口腔保健支援センター研修会	市町村及び保健所に勤務する歯科保健担当者に対し、歯科保健施策の推進に必要な資質の向上を図る。
		健康づくり支援課(食と歯・口腔健康班)	歯科衛生士復職支援等研修事業	在宅歯科診療を進めるために必要な歯科衛生士の不足に対応するため、未就業及び就業中の歯科衛生士に対し、在宅歯科診療を含めた最新の知識や技術の研修を行い、復職の支援及び資質の向上を図る。
		健康づくり支援課(食と歯・口腔健康班)	口腔がん等普及啓発・研修事業	口腔がんの早期発見を促すための普及啓発事業や口腔がん検診を行うとともに、検診を実施する歯科医師等の資質の向上を図るための研修を行う。
		健康づくり支援課(食と歯・口腔健康班)	市町村歯科健診(検診)実態把握調査	市町村の歯科保健の現状を把握し、千葉県歯・口腔保健計画の目標の評価等と「千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例」の推進のために必要な基礎資料を得るために実施する。

健康ちば21(第3次)関連事業管理表

具体的施策 イ 生活習慣病(NCDs)の発症予防と重症化予防

No. ページ列の (P●●) は、「健康ちば21(第3次)」のページ数です。

No. ページ	県が実施する具体的施策・取組の方向性	担当課・室・班	関連事業名	関連事業の内容
イ-(ア)	がん			
イ-(ア) 施策1 (P70)	がん及びがん予防並びに検診の意義に関する知識の普及啓発 ○ 県民一人ひとりががん及びがん予防に関する知識を持ち、がんを予防するための生活行動をとることができるよう、普及啓発を図ります。特にがん検診は、自覚症状がないものが対象であること及びがんの早期発見やがんによる死亡を減らすために重要であることを様々な機会に周知します。	健康づくり支援課(がん対策班)	千葉県がん対策審議会での審議	がん対策の全般について審議し、がん対策を総合的に推進する
		健康づくり支援課(がん対策班)	がん予防展、がん講演会事業	毎年9月のがん征圧月間に合わせ、がん予防展・がん講演会を開催し、がんの予防・診断・治療等の最新の知識を広く県民に啓発する
		健康づくり支援課(がん対策班)	ピンクリボンキャンペーン	乳がん検診普及啓発
		健康づくり支援課(がん対策班)	乳がん触診模型による自己触診の普及	乳がん検診普及啓発
		健康づくり支援課(がん対策班)	乳がん自己検診レベルアップ推進事業	乳がん自己触診(ブレストケア)の指導者を養成
		健康づくり支援課(健康ちば推進班)	がん予防展、がん講演会事業【再掲】	毎年9月のがん征圧月間に合わせ、がん予防展・がん講演会を開催し、がんの予防・診断・治療等の最新の知識を広く県民に啓発する
イ-(ア) 施策2 (P70)	発症予防のための生活習慣改善の支援(詳細は各分野において記載) ○ 禁煙する ○ 節酒する ○ 食生活を見直す ○ 身体を動かす ○ 適正体重を維持する			
イ-(ア) 施策3 (P70)	がんに関連するウイルス感染対策 ○ HPV、肝炎ウイルス、HTLV-1といった発がんに寄与するウイルスや細菌に関する知識の普及を図り、感染の機会の減少を目指します。	健康づくり支援課(がん対策班)	がん予防展、がん講演会事業【再掲】	毎年9月のがん征圧月間に合わせ、がん予防展・がん講演会を開催し、がんの予防・診断・治療等の最新の知識を広く県民に啓発する
		疾病対策課(感染症医療班)	肝炎対策事業	正しい知識の普及啓発、検査・相談体制の確保、診療体制の整備等
		疾病対策課(感染症予防班)	予防接種事業	正しい知識の普及啓発、検査・相談体制の確保、診療体制の整備等
		児童家庭課(母子保健班)	県ホームページ、啓発冊子による啓発	・国が配布を行う、母子健康手帳副読本等により、疾病について普及啓発を行う。
		健康づくり支援課(地域健康づくり班)	健康増進事業に対する補助金	市町村が行う健康増進事業に基づく肝炎ウイルス検診の取組みを推進する。

具体的施策 イ 生活習慣病(NCDs)の発症予防と重症化予防

No. ページ列の (P●●) は、「健康ちば21 (第3次)」のページ数です。

No. ページ	県が実施する具体的施策・取組の方向性	担当課・室・班	関連事業名	関連事業の内容
イ-(ア) 施策4 (P70)	検診受診率の向上、精密検査の確実な受診 ○国においても、近年、受診率向上施策に関する事例集を作成・公開しています。取り上げられた全国各地の好事例を参考として、県のがん検診の受診率向上に資する取り組みを、市町村と連携して推進します。精密検査の受診率向上や精密検査受診状況の適切な把握を推進するための取り組みについて、専門家の意見を聞きながら検討していきます。	健康づくり支援課(がん対策班)	千葉県がん対策審議会専門部会(予防・早期発見部会)での検討	・受診率向上のための戦略的な普及啓発について検討 ・受診率、発見率等集計分析し検診の精度管理の向上を図る。
		健康づくり支援課(がん対策班)	胃内視鏡検診従事者研修事業	検診の精度や技術の向上
		健康づくり支援課(がん対策班)	市町村担当者研修会	先進的な市町村の取り組みを紹介し受診率向上に努める。
		健康づくり支援課(がん対策班)	がん検診推進員育成講習会	がん検診推進員を育成し、各地域等ではがん検診の声かけ運動を実施して受診率の向上を図る。
イ-(イ)	循環器病			
イ-(イ) 施策1 (P74)	生活習慣と循環器病の関係についての周知 ○生活習慣と危険因子の関連について、また発症予防のための早期発見について県民が理解できるよう情報発信します。また、教育関係機関等と連携し、子どもや社会的自立期にある若者への生活習慣病(NCDs)の発症予防に関する知識を普及します。さらに、医療保険者と連携し、自覚症状に頼るのではなく、年1回の健診で健康管理を行う必要性を周知します。	健康づくり支援課(地域健康づくり班)	生活習慣病予防支援人材育成事業【再掲】	特定健診・特定保健指導に従事する専門職等を対象に人材育成、資質の向上を図る。研修会の開催
		健康づくり支援課(食と歯・口腔健康班)	ライフステージに応じた健康づくり推進事業【再掲】	企業等と連携し、青年期壮年期に重点を置き、野菜摂取や減塩及び主食・主菜・副菜の揃った食事について普及啓発する。
		健康づくり支援課(健康ちば推進班)	県民大会【再掲】	健康ちば21の推進・普及啓発
		健康づくり支援課(健康ちば推進班)	健康増進普及月間と食生活改善普及運動ポスターの配布	県民への知識の普及
イ-(イ) 施策2 (P74)	特定健康診査・特定保健指導の効果的な実施を支援 ○生活習慣病の早期発見のために、県民だより、ラジオ放送、リーフレット等の各種媒体を活用し、特定健診の受診や特定保健指導の利用を促します。各保険者による特定健診や特定保健指導の実施率向上の取組について、好事例の紹介などにより保険者の取組を支援します。また、特定健診・特定保健指導の効果的な実施により、生活習慣病の予防及び早期発見、対象者の行動変容につなげるため、指導者の人材育成を図ります。併せて、地域・職域間における相互支援体制整備など保険者間協力による利便性向上への取組を推進します。未治療者・治療中断者へのアプローチを円滑に行うには、国保データベース(KDB)の活用が重要です。国保連合会と連携し、各市町村への研修や保険者指導等を通じて、国保データベース(KDB)の活用を普及し、未治療者や治療中断者等に対する保健指導や医療機関への受診勧奨の促進を図ります。	健康づくり支援課(地域健康づくり班)	生活習慣病予防支援人材育成事業【再掲】	特定健診・特定保健指導に従事する専門職等を対象に人材育成、資質の向上を図る。研修会の開催
		健康づくり支援課(健康ちば推進班)	情報ナビゲーター事業	事業で分析されたデータを活用し地域職域連携推進協議会とも連動し効果的支援を行う
		健康づくり支援課(健康ちば推進班)	地域・職域連携推進事業【再掲】	地域・職域にまたがる健康課題の明確化、情報の共有、地域資源の相互活用により健康づくりの推進を検討する。
		健康づくり支援課(健康ちば推進班)	保健所圏地域・職域連携推進事業【再掲】	保健所圏地域職域連携推進協議会の開催
		保険指導課(国保運営班)	千葉県保険者協議会	各医療保険者の代表からなる協議会へ県の立場で参加し助言。特定健診・特定保健指導の実施に向けた保険者向けの人材育成研修会を実施した(1回)。
保険指導課(保険者助成班)	国保ヘルスアップ支援事業	特定健診やレセプトデータ等の分析を行い、市町村の特徴を明らかにし、市町村担当者向けの分析結果報告会を開催する。 ※平成30年度から実施		

具体的施策 イ 生活習慣病(NCDs)の発症予防と重症化予防

No. ページ列の (P●●) は、「健康ちば21 (第3次)」のページ数です。

No. ページ	県が実施する具体的施策・取組の方向性	担当課・室・班	関連事業名	関連事業の内容
イ-(イ) 施策3 (P74)	重症化の予防に向けた取組への支援 ○ハイリスクアプローチとして、特定保健指導において一人ひとりの状態にあった運動指導や食事指導が効果的に実施できるよう、指導者に対する研修を実施します。	健康づくり支援課(地域健康づくり班)	生活習慣病予防支援人材育成事業【再掲】	特定健診・特定保健指導に従事する専門職等を対象に人材育成、資質の向上を図る。研修会の開催
イ-(イ) 施策4 (P74)	対策推進のための支援体制の整備 ○生活習慣改善を支援する保健と、治療を施す医療の間の相談支援のための協働・連携を図ります。また、地域や職域、集団給食等の領域において、低塩・低脂肪メニューなどの導入、運動する機会の確保などといった、健康づくりへの取組をサポートする体制の整備に向け、ネットワークの整備や情報の提供を通じ、関係者の活動を支援します。	健康づくり支援課(食と歯・口腔健康班)	特定給食施設指導事業【再掲】	特定給食施設等における給食管理の充実強化に資するため、施設管理者講習会及び従事者講習会等の集団指導並びに個別巡回指導等を実施する。
		健康づくり支援課(食と歯・口腔健康班)	健康ちば協力店事業	外食等においても、望ましい食事ができるよう、「野菜たっぷり」「減塩」「店内全面禁煙」に取り組む飲食店等を「健康ちば協力店」として登録し、県ホームページや保健所の広報等で周知する。
イ-(ウ)	糖尿病			
イ-(ウ) 施策1 (P77)	生活習慣と糖尿病の関係についての周知 ○糖尿病の発症を予防するために、適切な食生活、適度な身体活動や運動習慣の重要性について周知します。また、糖尿病は、初期段階では自覚症状が乏しく、気づいた時には病状が進行している恐れがあることから、その予防のために、年1回の健診で健康管理を行う必要性を周知します。	健康づくり支援課(地域健康づくり班)	生活習慣病予防支援人材育成事業【再掲】	特定健診・特定保健指導に従事する専門職等を対象に人材育成、資質の向上を図る。研修会の開催
		健康づくり支援課(食と歯・口腔健康班)	ライフステージに応じた健康づくり推進事業【再掲】	企業等と連携し、青年期壮年期に重点を置き、野菜摂取や減塩及び主食・主菜・副菜の揃った食事について普及啓発する。
		健康づくり支援課(健康ちば推進班)	県民大会【再掲】	健康ちば21の推進・普及啓発
		健康づくり支援課(健康ちば推進班)	健康増進普及月間と食生活改善普及運動ポスターの配布【再掲】	県民への知識の普及

具体的施策 イ 生活習慣病(NCDs)の発症予防と重症化予防

No. ページ列の (P●●) は、「健康ちば21 (第3次)」のページ数です。

No. ページ	県が実施する具体的施策・取組の方向性	担当課・室・班	関連事業名	関連事業の内容
イ-(ウ)施策2 (P77)	<p>特定健康診査・特定保健指導の効果的な実施を支援</p> <p>○特定健康診査・特定保健指導の効果的な実施に向け、受診率を高めることができるよう、効果的な実践例の紹介、広域的な関係機関の調整、情報提供などにより、医療保険者を支援します。また、今後の取組に生かせるよう県内の特定健診データを収集・分析し、その結果を情報発信するとともに、特定保健指導の実施率を高めるため、指導者のスキルアップをはじめ、保健指導の向上を図るための人材育成を実施します。</p>	健康づくり支援課(地域健康づくり班)	生活習慣病予防支援人材育成事業【再掲】	特定健診・特定保健指導に従事する専門職等を対象に人材育成、資質の向上を図る。研修会の開催
		保険指導課(国保運営班)	千葉県保険者協議会【再掲】	各医療保険者の代表からなる協議会の事務局運営に関与するとともに、県の立場で参加し助言。特定健診・特定保健指導の実施に向けた保険者向けの人材育成研修会を実施した(1回)。
		保険指導課(保険者助成班)	国保ヘルスアップ支援事業【再掲】	特定健診やレセプトデータ等の分析を行い、市町村の特徴を明らかにし、市町村担当者向けの分析結果報告会を開催する。 ※平成30年度から実施
		健康づくり支援課(健康ちば推進班)	情報ナビゲーター事業【再掲】	事業で分析されたデータを活用し地域職域連携推進協議会とも連動し効果的支援を行う
		健康づくり支援課(健康ちば推進班)	地域・職域連携推進事業【再掲】	地域・職域にまたがる健康課題の明確化、情報の共有、地域資源の相互活用により健康づくりの推進を検討する。
イ-(ウ)施策3 (P77)	<p>重症化予防に向けた取組を支援</p> <p>○「千葉県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を活用し、糖尿病性腎症発症のリスクを有する者へ受診や継続受診の勧奨と保健指導による、重症化予防のための市町村等医療保険者の取組を支援します。重症化予防の先駆的事例に関する情報提供とともに、糖尿病に係る医療連携について充実を図ります。また、ハイリスクアプローチとして、特定保健指導において一人ひとりの状態にあった運動指導や食事指導が効果的に実施できるよう、指導者に対する研修を実施します。</p>	健康づくり支援課(地域健康づくり班)	糖尿病性腎症重症化予防対策推進事業	保険者を始めとする関係機関と連携して、千葉県の実情に合わせた糖尿病性腎症重症化予防プログラムの実用的な運用のため、関係機関の連携体制の構築を図る。
		健康づくり支援課(地域健康づくり班)	生活習慣病予防支援人材育成事業【再掲】	特定健診・特定保健指導に従事する専門職等を対象に人材育成、資質の向上を図る。研修会の開催
イ-(ウ)施策4 (P77)	<p>対策推進のための支援体制の整備</p> <p>○平成29(2017)年度に設置した千葉県糖尿病性腎症重症化予防対策推進検討会において、市町村・各関係機関と連携し、糖尿病性腎症重症化予防の取組を推進しています。また、生活習慣改善を支援する保健と治療を行う医療の間の相談支援、さらに、治療と就労の両立支援に向け、職域との協働・連携を図ります。</p>	健康づくり支援課(地域健康づくり班)	糖尿病性腎症重症化予防対策推進事業【再掲】	保険者を始めとする関係機関と連携して、千葉県の実情に合わせた糖尿病性腎症重症化予防プログラムの実用的な運用のため、関係機関の連携体制の構築を図る。

具体的施策 イ 生活習慣病(NCDs)の発症予防と重症化予防

No. ページ列の (P●●) は、「健康ちば21 (第3次)」のページ数です。

No. ページ	県が実施する具体的施策・取組の方向性	担当課・室・班	関連事業名	関連事業の内容
イ-(エ)	CKD(慢性腎臓病)			
イ-(エ) 施策1 (P80)	県民への普及啓発 ○対象に応じた普及啓発資材の開発と研修会の開催等により、CKD重症化予防の必要性について、普及啓発を図ります。	健康づくり支援課(地域健康づくり班)	糖尿病性腎症重症化予防対策推進事業【再掲】	保険者を始めとする関係機関と連携して、千葉県の実情に合わせた糖尿病性腎症重症化予防プログラムの実用的な運用のため、関係機関の連携体制の構築を図る。
イ-(エ) 施策2 (P80)	特定健康診査・特定保健指導の効果的な実施を支援 ○「千葉県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を活用し、健診結果において腎機能が低下している者に対して受診勧奨を行い、早期受診による重症化予防のための市町村等医療保険者の取組を支援します。	健康づくり支援課(地域健康づくり班)	生活習慣病予防支援人材育成事業【再掲】	特定健診・特定保健指導に従事する専門職等を対象に人材育成、資質の向上を図る。研修会の開催
イ-(エ) 施策3 (P80)	医療連携体制の構築 ○かかりつけ医(CKD対策協力医*)と腎臓専門医との医療連携体制を推進します。	健康づくり支援課(地域健康づくり班)	糖尿病性腎症重症化予防対策推進事業【再掲】	保険者を始めとする関係機関と連携して、千葉県の実情に合わせた糖尿病性腎症重症化予防プログラムの実用的な運用のため、関係機関の連携体制の構築を図る。
イ-(エ) 施策4 (P80)	多職種連携による療養指導及び両立支援の実施に向けた支援 ○「お薬手帳」へ添付するCKDシールを活用した薬剤師による服薬指導や管理栄養士等による栄養指導、産業保健医療分野等多職種連携により、患者のCKD重症化を予防し、ニーズに合った(就労との両立を含む)療養生活を支えていくとともに、保健医療従事者のスキルアップを図ります。	健康づくり支援課(地域健康づくり班)	糖尿病性腎症重症化予防対策推進事業【再掲】	保険者を始めとする関係機関と連携して、千葉県の実情に合わせた糖尿病性腎症重症化予防プログラムの実用的な運用のため、関係機関の連携体制の構築を図る。
イ-(オ)	COPD(慢性閉塞性肺疾患)			
イ-(オ) 施策1 (P82)	県民への普及啓発 ○COPDの認知度を高め、喫煙との関係や禁煙、有症時の早期受診などについての情報を、SNS・県ホームページで発信することで、早期発見に繋がります。	健康づくり支援課(健康ちば推進班)	COPDの啓発	喫煙とCOPDの関係や、COPDの症状等を普及啓発し、喫煙率の減少に繋げる。
		健康づくり支援課(健康ちば推進班)	たばこの健康への影響に関する啓発【再掲】	禁煙週間(5月31日～6月6日)やがん制圧月間(9月)等において街頭キャンペーンを実施するほか、成人式等の機会を捉えて喫煙防止のチラシを配付する。
イ-(オ) 施策2 (P82)	特定健康診査・特定保健指導の効果的な実施を支援 ○特定保健指導従事者の研修において、COPDの理解や予防、重症化予防に向けた禁煙指導等に役立つプログラムを取り入れます。	健康づくり支援課(地域健康づくり班)	生活習慣病予防支援人材育成事業【再掲】	特定健診・特定保健指導に従事する専門職等を対象に人材育成、資質の向上を図る。研修会の開催
イ-(オ) 施策3 (P83)	喫煙者の禁煙を支援 ○禁煙支援を行う地域保健従事者の育成と資質の向上を図ります。また、禁煙治療に関する情報をタイムリーに得られるよう、リーフレット作成やホームページへの掲載をします。さらに、喫煙者が禁煙に取り組む際の後押しができるように、職場の衛生管理者や禁煙をサポートしたい人向けの研修会を開催します。	健康づくり支援課(健康ちば推進班)	禁煙支援	喫煙者が禁煙に取り組むやすくなるための環境づくりとして、県ホームページに禁煙治療に保険が適用できる県内医療機関の情報を掲載するほか、学校・職場・地域において禁煙支援に携わる方を対象に禁煙支援技術に関する研修会を開催する。

健康ちば21(第3次)関連事業管理表

具体的施策 ウ つながりを生かし、健康を守り支える環境づくり

No. ページ列の (P●●) は、「健康ちば21(第3次)」のページ数です。

No. ページ	県が実施する具体的施策・取組の方向性	担当課・室・班	関連事業名	関連事業の内容
ウ-(ア)	社会とのつながり・こころの健康の維持及び向上			
ウ-(ア) 施策1 (P86)	生涯教育、スポーツ、防災、福祉等すでに活動している様々な団体活動やコミュニティづくりの場において、健康づくりの視点を取り入れられるよう働きかけます。	健康づくり支援課(食と歯・口腔健康班)	食生活改善推進員研修事業【再掲】	各市町村で活動している食生活改善推進員に対し、推進員活動の意義及び千葉県の現状と課題を踏まえた推進員活動を展開するための正しい知識又は技術の教育研修を開催する。
		環境生活部 生涯スポーツ振興課(生涯スポーツ室)	広域スポーツセンター事業	各種地域スポーツ指導者研修会や市町村担当者研修会での啓発を行う。
		教育庁教育振興部保健体育課(学校体育班)	幼児期における体力づくり	幼稚園教育に従事する職員を対象とした研修会並びに教育事務所から1園選出してもらい、その園の職員と保護者を対象にした研修会を開催する。
		高齢者福祉課(地域活動推進班)	千葉県生涯大学校の運営	千葉県生涯大学校において全ての学生が健康づくり(運動、食生活)について学ぶ共通の基礎科目を取り入れる。
ウ-(ア) 施策2 (P86)	先駆的な取組やソーシャルキャピタルの強化の成功事例などについて情報収集に努め様々な場面で県民に発信します。	健康づくり支援課(健康ちば推進班)	地域・職域連携推進事業【再掲】	地域・職域にまたがる健康課題の明確化、情報の共有、地域資源の相互活用により健康づくりの推進を検討する。
ウ-(ア) 施策3 (P86)	健康づくりに自発的に取り組む企業・団体等の活動を把握し、県民に情報提供するとともに、自治体等地域と職域の更なる連携推進を図ります。	健康づくり支援課(健康ちば推進班)	地域・職域連携推進事業【再掲】	地域・職域にまたがる健康課題の明確化、情報の共有、地域資源の相互活用により健康づくりの推進を検討する。
		健康づくり支援課(健康ちば推進班)	保健所圏地域・職域連携推進事業【再掲】	保健所圏地域職域連携推進協議会の開催
		農林水産部 環境農業推進課(食育推進班)	ちば食育活動促進事業【再掲】	関係課、市町村、団体及び企業・ボランティア等と連携・協働し、広報・啓発活動等により食育を推進する。

具体的施策 ウ つながりを生かし、健康を守り支える環境づくり

no. ページ列の (P●●) は、「健康ちば21 (第3次)」のページ数です。

No. ページ	県が実施する具体的施策・取組の方向性	担当課・室・班	関連事業名	関連事業の内容
ウ-(ア) 施策4 (P86)	県民の主体的な活動を推進するための人材の育成を支援します。	健康づくり支援課(食と歯・口腔健康班)	食生活改善推進員研修事業【再掲】	各市町村で活動している食生活改善推進員に対し、推進員活動の意義及び千葉県の現状と課題を踏まえた推進員活動を展開するための正しい知識又は技術の教育研修を開催する。
ウ-(ア) 施策5 (P86)	こころの健康や病気、こころの健康を保つためのセルフケアの知識について普及啓発します。	健康づくり支援課(自殺対策班)	知識の普及啓発	知識の普及啓発
		障害者福祉推進課(精神保健福祉推進班)	心のバリアフリー推進事業	精神障害のある方及びその家族、精神保健福祉関係団体並びに一般県民等が一堂に会し、講演や作品展示等を通じて、精神保健福祉に関する理解の促進を図ることを目的に、国が推進する全国精神保健福祉普及運動の一環として開催する。
		障害者福祉推進課(精神保健福祉推進班)	精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業	精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労など)、地域の助け合い、普及啓発(教育など)が包括的に確保された精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進を目指す。
		障害者福祉推進課(精神保健福祉推進班)	精神障害者家族交流事業	就労等、一般の社会活動、経済活動への参加の困難さから社会的・対外的交流が限定的になりがちな精神障害者のために文化活動、レクリエーション等を実施し、活動機会の提供や動機づけを促し、障害者相互のあるいは、障害者と地域住民の交流を図り、精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進と地域住民の精神障害者に対する理解の促進を図る。
ウ-(ア) 施策6 (P86)	職域におけるメンタルヘルス対策を推進し、働く人々のこころの健康づくりに取り組みます。	健康づくり支援課(健康ちば推進班)	地域・職域連携推進事業【再掲】	地域・職域にまたがる健康課題の明確化、情報の共有、地域資源の相互活用により健康づくりの推進を検討する。
		健康づくり支援課(自殺対策班)		(参考)千葉県労働局基準部健康安全課において具体的取組を実施(千葉県自殺対策推進計画)

具体的施策 ウ つながりを生かし、健康を守り支える環境づくり

no. ページ列の (P●●) は、「健康ちば21 (第3次)」のページ数です。

No. ページ	県が実施する具体的施策・取組の方向性	担当課・室・班	関連事業名	関連事業の内容
ウ-(ア) 施策7 (P86)	悩みや問題を抱えた方が、一人でそれを抱え込むことのないよう、多様な機関による相談体制の充実とその周知を図ります。	障害者福祉推進課(精神保健福祉推進班)	精神保健福祉相談事業	保健所において、一般県民及び精神障害者やその家族等を対象として、保健所精神科嘱託医、精神保健福祉相談員及び保健師等が精神保健福祉に関する相談や広く「心の相談」に関わる相談を行い、精神医療・社会復帰に関する情報提供を行う。【再掲】
		障害者福祉推進課(精神保健福祉推進班)	心の健康づくり推進事業	精神保健福祉センターにこころの健康に関する相談窓口を設置するとともに、精神保健に関する知識の普及・啓発等を行うことにより、県民の精神的健康の保持増進を図る。
		障害者福祉推進課(精神保健福祉推進班)	心のバリアフリー推進事業及び精神障害者家族交流事業【再掲】	精神障害のある方及びその家族、精神保健福祉関係団体並びに一般県民等が一堂に会し、講演や作品展示等を通じて、精神保健福祉に関する理解の促進を図ることを目的に、国が推進する全国精神保健福祉普及運動の一環として開催する。
		健康づくり支援課(地域健康づくり班)	一人ひとりに応じた健康支援事業【再掲】	医師・保健師・助産師・養護教諭等の保健医療福祉分野の相談業務従事者を対象とした保健医療従事者等研修会の開催や各健康福祉センターでの電話相談を実施している。
		健康づくり支援課(自殺対策班)	相談支援事業	○夜間や休日に相談できる窓口を設置し、臨床心理士による対面相談を実施する。(自殺対策班) ○法律の専門家である弁護士に加え、こころと福祉の専門家である臨床心理士、精神保健福祉士、社会福祉士等を相談員として対面による相談会を実施する。
		高齢者福祉課(地域活動推進班)	電話相談等による高齢者相談の実施	高齢者に関する虐待、介護、悩み事について、一般県民等からの相談に電話や面談により対応する。また、必要に応じて他の専門相談窓口を紹介する。
		教育庁教育振興部児童生徒安全課(子どもと親のサポートセンター)	不登校支援事業	民間団体、関係機関と連携して、不登校児童生徒及び保護者等への適切な対応と支援を行う。
		教育庁教育振興部児童生徒安全課(不登校児童生徒支援室)	スクールカウンセラー等配置事業	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置
ウ-(ア) 施策8 (P86)	多様な相談機関の取組を支援するほか、こころの健康に関する周知・啓発に努めます。	教育庁教育振興部児童生徒安全課(子どもと親のサポートセンター)	24時間子供SOSダイヤル電話相談事業 教育相談事業 SNS相談事業	電話、来所、Eメール相談、SNS相談

具体的施策 ウ つながりを生かし、健康を守り支える環境づくり

No. ページ列の (P●●) は、「健康ちば21 (第3次)」のページ数です。

No. ページ	県が実施する具体的施策・取組の方向性	担当課・室・班	関連事業名	関連事業の内容
ウ-(イ)	自然に健康になれる環境づくり			
ウ-(イ) 施策1 (P89)	自然に健康になれる環境づくりの取組の推進 ○ 適正な食生活に関する普及啓発から、より具体性を持った環境づくりの強化へとシフトします。 ○ 健康ちば協力店の登録数の拡大を図り、望ましい食生活が実践できる環境づくりを推進します。 ○ スーパーや小売店、食品関連事業団体に働きかけ、適切な栄養成分表示やヘルシーメニューの提案を支援します。 ○ 民間事業者と積極的に連携し、より県民に届きやすい方法で啓発活動を行います。	健康づくり支援課(食と歯・口腔健康班)	健康ちば協力店事業【再掲】	外食等においても、望ましい食事ができるよう、「野菜たっぷり」「減塩」「店内全面禁煙」に取り組む飲食店等を「健康ちば協力店」として登録し、県ホームページや保健所の広報等で周知する。
		健康づくり支援課(食と歯・口腔健康班)	ライフステージに応じた健康づくり推進事業【再掲】	企業等と連携し、青年期壮年期に重点を置き、野菜摂取や減塩及び主食・主菜・副菜の揃った食事について普及啓発する。
		健康づくり支援課(健康ちば推進班)	地域・職域連携推進事業【再掲】	地域・職域にまたがる健康課題の明確化、情報の共有、地域資源の相互活用により健康づくりの推進を検討する。
ウ-(イ) 施策2 (P89)	身体活動・運動に取り組みやすい環境づくりを推進 ○ 従来の健康づくりに関わる課だけでなく、まちづくり、公園整備、住民活動等の分野の担当課との庁内連携に取り組みます。 ○ 職域での取組事例を集め、好事例を示し、取組の拡大を進めます。	健康づくり支援課(健康ちば推進班)	地域・職域連携推進事業【再掲】	地域・職域にまたがる健康課題の明確化、情報の共有、地域資源の相互活用により健康づくりの推進を検討する。
		県土整備部都市計画課(まちづくり支援室)	まちなかウォークブル推進事業(社会資本整備総合交付金)	市町村において、滞在の快適性の向上を目的として、道路・公園・広場等の整備を行い、居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりを推進する国庫補助事業に取り組む。
ウ-(イ) 施策3 (P89)	受動喫煙対策の推進 ○ 健康増進法の規定に基づく規制について広く周知啓発を行い、適切に対処していきます。 ○ 家庭での受動喫煙を防止するため、受動喫煙による健康被害についての正しい知識を普及啓発していきます。	健康づくり支援課(健康ちば推進班)	禁煙ステッカー	喫煙室を設置しない屋内全面禁煙を選択する飲食店等を増やすため、事業者が店頭表示等において活用できるように、オリジナルデザインの禁煙ステッカーを配付する。
		健康づくり支援課(健康ちば推進班)	夏・冬の受動喫煙防止キャンペーン	宴会の席上で受動喫煙を受ける頻度が高くなることが想定される、夏の納涼会・暑気払いシーズン、冬の忘年会・新年会シーズンに合わせて、啓発物を配布し、受動喫煙防止に関する意識醸成を図る。

具体的施策 ウ つながりを生かし、健康を守り支える環境づくり

No. ページ列の (P●●) は、「健康ちば21 (第3次)」のページ数です。

No. ページ	県が実施する具体的施策・取組の方向性	担当課・室・班	関連事業名	関連事業の内容
ウー(ウ)	誰もがアクセスできる健康増進のための基盤の整備			
ウー(ウ) 施策1 (P92)	多様な主体による健康づくりの推進 ○ 自治体だけでなく、企業や民間団体、大学等と連携した健康づくりを進めます。	健康づくり支援課(健康ちば推進班)	元気ちば！健康チャレンジ事業	健康づくりに関心が低い者を含め県民が健康づくりの取組を実践し、継続していくため、健康づくりを行った県民に対しインセンティブの付与をする。
ウー(ウ) 施策2 (P92)	利用者に応じた食事提供をできる特定給食施設の増加 ○ 事業所や子どもを対象とする施設に対し、管理栄養士や栄養士の配置を進めます。	健康づくり支援課(食と歯・口腔健康班)	特定給食施設指導事業【再掲】	特定給食施設等における給食管理の充実強化に資するため、施設管理者講習会及び従事者講習会等の集団指導並びに個別巡回指導等を実施する。
ウー(ウ) 施策3 (P92)	産業保健活動の取組の推進 ○ 事業所の健康課題に応じた産業保健サービスを提供できる事業所を増やします。 ○ 健康づくりに関するメールマガジンの配信を行うとともに、健康づくりに自発的に取り組む企業・団体等の活動について情報提供するとともに連携を推進します。	健康づくり支援課(健康ちば推進班)	地域・職域連携推進事業【再掲】	地域・職域にまたがる健康課題の明確化、情報の共有、地域資源の相互活用により健康づくりの推進を検討する。
		健康づくり支援課(健康ちば推進班)	保健所圏地域・職域連携推進事業【再掲】	○保健所圏地域職域連携推進協議会の開催：本協議会6回、作業部会12回(13健康福祉センター)

健康ちば21(第3次)関連事業管理表
 具体的施策 エ ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり

No. ページ列の (P●●) は、「健康ちば21(第3次)」のページ数です。

No. ページ	県が実施する具体的施策・取組の方向性	担当課・室・班	関連事業名	関連事業の内容
エ-(ア)	こども			
エ-(ア) 施策1 (P96)	健康な生活習慣(栄養・食生活、運動)を有するこどもの増加 ○ 幼児期における運動習慣の基盤づくりをすすめます。 ○ 教育分野との連動により、食育を通じ「早寝、早起き、朝ごはん」を推進し、学童期からの生活習慣形成を推進します。 ○ 家庭を離れ自立する時期にある青年期に対し、基本的な食事(主食・主菜・副菜)の揃った食事の摂取や、毎日の朝食摂取がバランスの良い栄養を摂りやすくなることの啓発を図ります。 ○ こどもの肥満は、将来の肥満や生活習慣病に結びつきやすいとの報告があることを踏まえ、肥満傾向にあるこどもの減少に向けた取組を進めます。 ○ 健康であることは大切です。若いうちから自分のライフプランに適した健康管理を意識し、望む人には将来の健やかな妊娠・出産につながるよう正しい知識を普及啓発します。 ○ 妊娠期から子育て期における切れ目ない取組を進めます。	教育庁教育振興部生涯学習課(学校・家庭・地域連携室) 健康づくり支援課(食と歯・口腔健康班) 農林水産部環境農業推進課(食育推進班)	「早寝早起き朝ごはん」運動事業【再掲】 ライフステージに応じた健康づくり推進事業【再掲】 ちば食育活動促進事業【再掲】	子供の生活習慣を一層改善するため、学校、市町村、地域の関係機関と協働のもと、子供とその保護者に向け、「早寝早起き朝ごはん」をスローガンとした継続的な啓発活動や情報提供等を行う。 企業等と連携し、青年期壮年期に重点を置き、野菜摂取や減塩及び主食・主菜・副菜の揃った食事について普及啓発する。 関係課、市町村、団体及び企業・ボランティア等と連携・協働し、広報・啓発活動等により食育を推進する。
		児童家庭課(母子保健班)	こども家庭センター支援事業	○市町村が設置する「こども家庭センター」について、民間業者に委託し、従事する職員へ研修を行い、より効果的な運営ができるよう支援を行う
		子育て支援課(こども未来室)	妊娠・出産・子育てに関する知識を普及するセミナー	大学生等を対象として、若い世代が将来のライフデザインを希望を持って描き、様々なライフイベントに柔軟に対応し、適切に行動できるよう、将来のライフイベントについて考える機会を提供するため、妊娠・出産・子育てに関する正しい知識を普及するセミナーを開催する。
エ-(ア) 施策2 (P96)	運動の機会を得やすい環境の整備 ○ 学校教育等との連動を図り、地域や職域との連携により、卒業後も運動の機会を得やすい環境を整えるための支援をします。 ○ 幼児期からの外遊び等体を動かす習慣づくりを推進します。 ○ 地域における次世代の健康づくりを推進するための人材の育成・資質向上を支援します。 ○ 民間団体、事業主等が行う普及啓発活動を推進します。	教育庁教育振興部保健体育課(学校体育班) 健康づくり支援課(食と歯・口腔健康班)	幼児期における体力づくり事業 ライフステージに応じた健康づくり推進事業【再掲】	幼稚園教育に従事する職員を対象とした研修会並びに教育事務所から1園選出してもらい、その園の職員と保護者を対象にした研修会を開催する。 企業等と連携し、青年期壮年期に重点を置き、野菜摂取や減塩及び主食・主菜・副菜の揃った食事について普及啓発する。
		環境生活部生涯スポーツ振興課(生涯スポーツ室)	生涯スポーツ指導者養成・活用事業【再掲】(千葉県生涯スポーツ公認指導者等養成講習会)(千葉県認定スポーツ指導者研修会)(千葉県地域スポーツ指導者研修会)	・市町村における生涯スポーツ推進のため、地域におけるスポーツ指導者やスポーツ推進事業を担当する者等の資質向上を図る。 ・千葉県認定スポーツ資格取得者に対して、各種の情報を提供し、千葉県スポーツプログラマー、千葉県生涯スポーツ公認指導員、千葉県スポーツリーダーに生涯スポーツ指導者としての資質の向上を図る。

具体的施策 エ ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり

NO. ページ列の (P●●) は、「健康ちば21 (第3次)」のページ数です。

No. ページ	県が実施する具体的施策・取組の方向性	担当課・室・班	関連事業名	関連事業の内容
エ-(ア) 施策3 (P97)	こどものメンタルヘルスに取り組むための関係機関・民間団体との連携 ○ 相談活動の機能の充実に向け、学校保健と地域保健との連携促進や支援ネットワークの整備を図ります。 ○ 地域の専門家や学校の連携をもとにした効果的な性に関する教育や健康教育の方法の検討を進め、思春期の心の健康や性の問題に関する研究の推進を支援します。	児童家庭課(母子保健班)	思春期保健事業	命の大切さや思春期の心身の健康の保持増進のため、講演会や保健師等による相談支援を行い、必要な知識の普及啓発を行う。
		教育庁教育振興部児童生徒安全課(子どもと親のサポートセンター)	不登校支援事業【再掲】	民間団体、関係機関と連携して、不登校児童生徒及び保護者等への適切な対応と支援を行う。
		教育庁教育振興部児童生徒安全課(不登校児童生徒支援室)	スクールカウンセラー等配置事業【再掲】	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置
エ-(イ) 施策1 (P100)	高齢者 高齢者保健福祉計画と連動し、健康寿命の延伸を図るため、保健・医療・福祉・介護の連携を強化し、老人クラブ等いきがづくりを通じた健康づくりを推進します。	高齢者福祉課(地域活動推進班)	千葉県高齢者保健福祉計画策定・推進事業	高齢者保健福祉に関する総合的な基本計画である「千葉県高齢者保健福祉計画」の進捗管理及び評価等を行う。
		高齢者福祉課(地域活動推進班)	老人クラブ活動等社会活動促進事業 千葉県老人クラブ連合会活動促進等事業	市町村が実施する老人クラブ、市町村老人クラブ連合会への助成及び千葉県老人クラブ連合会が実施する事業への支援を行う。
		高齢者福祉課(地域活動推進班)	生涯大学校運営事業	生涯大学校において、健康づくり、生きがづくり、地域活動の担い手の育成を行う。
		高齢者福祉課(地域活動推進班)	福祉ふれあいプラザの運営	福祉ふれあいプラザにおける介護予防トレーニングセンターの運営
		高齢者福祉課(地域活動推進班)	介護予防に関する事業評価・市町村支援事業	介護予防に取り組む市町村を支援する。
		高齢者福祉課(地域活動推進班)	地域包括支援センター職員等研修事業	地域住民の保健・福祉・医療の向上、増進のために必要な援助、支援を包括的に担う機関として市町村が設置する地域包括支援センターの業務が円滑に行われるよう地域包括支援センターの職員や介護予防給付のケアマネジメントを行う者等を対象とする研修を行う。

具体的施策 エ ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり

No. ページ列の (P●●) は、「健康ちば21 (第3次)」のページ数です。

No. ページ	県が実施する具体的施策・取組の方向性	担当課・室・班	関連事業名	関連事業の内容
エ-(イ) 施策2 (P100)	認知症対策の推進 ○ 認知症に対する正しい理解の普及・啓発を行います。 ○ 早期診断と適切な医療・介護サービスの提供体制を整備します。 ○ 本人と介護家族への相談支援体制を整備し充実を図ります。 ○ 認知症ケアに携わる人材の養成や資質向上を図ります。 ○ 若年性認知症対策を推進します。 ○ 学童期からの生活習慣病予防対策に取り組み、脳の活性化を阻害する生活習慣や活性化を促す環境などについての情報発信を行います。	健康福祉指導課(福祉人材確保対策室)	認知症介護研修事業	認知症高齢者介護の実務者に対し研修を実施し、介護技術の向上を図り、認知症介護の専門職員を養成する。
		高齢者福祉課(認知症対策推進班)	認知症対策支援事業	○認知症サポーター、キャラバン・メイトの養成及び認知症メモリーウォークの支援 ○認知症サポート医の養成、かかりつけ医認知症対応力向上研修等の実施、認知症疾患医療センターの運営、認知症連携パス検討・作成事業 ○認知症地域支援推進員の養成及び多職種協働研修事業 ○認知症相談コールセンターの運営、認知症高齢者を介護する家族への支援 ○若年性認知症施策総合推進事業
エ-(イ) 施策3 (P100)	高齢者の低栄養の実態把握を進め、対応を検討します。 ○ 適正体重の維持の必要性についての普及啓発をします。	健康づくり支援課(食と歯・口腔健康班)	ライフステージに応じた健康づくり推進事業【再掲】	世代別リーフレット(高齢者向け)及びグーパー食生活ガイドブック等を活用し、多様な食品摂取や望ましい食生活の実践に関する知識の普及を実施する。
エ-(イ) 施策4 (P100)	ロコモティブシンドローム(運動器症候群)についての普及啓発 ○ ロコモティブシンドロームの予防に関し、実践的に指導を行う人材を育成します。 ○ ロコモティブシンドローム対策に取り組む地域の介護予防事業や好事例の情報を収集し、情報提供を行います。 ○ ロコモティブシンドロームとその予防に関する知識の普及啓発を行います。	健康づくり支援課(地域健康づくり班)	生活習慣病予防支援人材育成事業【再掲】	特定健診・特定保健指導に従事する専門職等を対象に人材育成、資質の向上を図るため、研修会を開催している。
		健康づくり支援課(健康ちば推進班)	健康・運動指導者育成研修【再掲】	県内体育・スポーツ施設、健康増進施設、老人福祉施設や行政、職域等において健康・体力づくりに係る指導を行う者の人材育成。研修会の開催
		健康づくり支援課(健康ちば推進班)	県民大会【再掲】	健康ちば21の推進・普及啓発
		健康づくり支援課(地域健康づくり班)	一人ひとりに応じた健康支援事業【再掲】	医師・保健師・助産師・養護教諭等の保健医療福祉分野の相談業務従事者を対象とした保健医療従事者等研修会の開催や各健康福祉センターでの電話相談を実施している。
		高齢者福祉課(地域活動推進班)	介護予防に関する事業評価・市町村支援事業 地域包括ケアシステム構築市町村支援事業(地域人材育成事業) 【再掲】	介護予防に取り組む市町村を支援する。

具体的施策 エ ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり

NO. ページ列の (P●●) は、「健康ちば21 (第3次)」のページ数です。

No. ページ	県が実施する具体的施策・取組の方向性	担当課・室・班	関連事業名	関連事業の内容
エ-(ウ)	女性			
エ-(ウ) 施策1 (P103)	若い世代の女性への普及啓発 ○ やせに関連した、低出生体重児の出産や将来的な骨粗鬆症等のリスク、適切な食事摂取等について普及啓発します。	児童家庭課 (母子保健班)	こども家庭センター支援事業【再掲】	○市町村が設置する「こども家庭センター」について、民間業者に委託し、従事する職員へ研修を行いより効果的な運営ができるよう支援を行う
		子育て支援課 (こども未来室)	妊娠・出産・子育てに関する知識を普及するセミナー【再掲】	大学生等を対象として、若い世代が将来のライフデザインを希望を持って描き、様々なライフイベントに柔軟に対応し、適切に行動できるよう、将来のライフイベントについて考える機会を提供するため、妊娠・出産・子育てに関する正しい知識を普及するセミナーを開催する。
エ-(ウ) 施策2 (P103)	アルコールによる健康被害、適量飲酒の普及啓発 ○ 妊婦の飲酒の低減や根絶には、教育活動が重要です。学校教育と協力し、家庭や地域を巻き込んだ啓発を行います。	障害者福祉推進課(精神保健福祉推進班)	精神保健福祉相談事業【再掲】	保健所において、一般県民及び精神障害者やその家族等を対象として、保健所精神科嘱託医、精神保健福祉相談員及び保健師等が精神保健福祉に関する相談や広く「心の相談」に関わる相談を行い、精神医療・社会復帰に関する情報提供を行う。
		健康づくり支援課(健康ちば推進班)	健康ちば21推進事業【再掲】	アルコール健康障害に関する啓発 20歳未満の飲酒をなくすため、不適切な飲酒が及ぼす健康障害に対する20歳未満の関心と理解をさらに深め、将来のアルコール健康障害の発生を予防するためリーフレットを作成し、県内高校に配布する。
エ-(ウ) 施策3 (P103)	妊婦の喫煙(受動喫煙を含む)防止 ○ 市町村と協力し、妊娠届の提出、母親学級・両親学級等の機会に妊娠中の喫煙による合併症のリスクや児(胎児)への影響についてお知らせする冊子を配付します。	健康づくり支援課(健康ちば推進班)	妊婦の喫煙防止【再掲】	市町村と協働して母子健康手帳交付時や両親学級等において喫煙防止の啓発リーフレットを配付する。
エ-(ウ) 施策4 (P103)	がんに関連するウイルス感染対策 ○ 子宮頸がんワクチンに関する知識の普及を図り、予防接種の推進を図ります。	健康づくり支援課(がん対策班)	がん予防展、がん講演会事業【再掲】	毎年9月のがん征圧月間に合わせ、がん予防展・がん講演会を開催し、がんの予防・診断・治療等の最新の知識を広く県民に啓発する
		疾病対策課(感染症予防班)	予防接種事業【再掲】	正しい知識の普及啓発、検査・相談体制の確保、診療体制の整備等
		健康づくり支援課(地域健康づくり班)	健康増進事業に対する補助金【再掲】	市町村が行う健康増進事業に基づく肝炎ウイルス検診の取組みを推進する。